

宮若市・宗像市及びトヨタ自動車九州株式会社の 連携協力に関する協定書

(雑則)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

2 連携事業の業務を円滑に進めるため、甲にあっては総務企画部企画財政課、乙にあっては経営企画部経営企画課、丙にあっては経営管理部経営企画室を所管とする。

3 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲、乙、丙協議の上、その解決を図るものとする。

この協定書は、3通作成し、甲、乙、丙がそれぞれ1通を所持するものとする。

宮若市（以下「甲」という。）、宗像市（以下「乙」という。）及びトヨタ自動車九州株式会社（以下「丙」という。）は、相互に連携協力し、まちづくり活動を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、相互の連携を強化しながら、それぞれが持つ資源を有効に活用し、まちづくり活動を推進することにより、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲、乙及び丙が連携協力する事項は次のとおりとする。

- （1）青少年育成のこと。
- （2）高齢者支援、障がい者支援など福祉のこと。
- （3）環境保全のこと。
- （4）安全・安心のこと。
- （5）産業振興のこと。
- （6）文化・スポーツ振興のこと。
- （7）その他、地域の活性化のこと。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙及び丙のいずれからも改定の申し入れがないときは、同一条件により更に1年間更新するものとし、その後も又同様とする。

平成22年4月2日

甲 福岡県宮若市宮田29番地1
宮若市

宮若市長

乙 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
宗像市

宗像市長

丙 福岡県宮若市上有木1番地
トヨタ自動車九州株式会社

取締役社長